

(新) 令和6年度	(旧) 令和5年度
<p>令和6年度柏市地域包括支援センター運営方針 <u>(案)</u></p> <p>1 基本的運営方針</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの<u>推進</u></p> <p><u>柏市は、第9期柏市高齢者いきいきプラン21において、「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすまち 柏」を基本理念とし、これまで取り組んできた「在宅医療・介護多職種連携推進事業」、「フレイル予防推進事業」、「生活支援体制整備事業」等で培った知見をもとに、医療・介護・生活支援等を担う多様な主体が連携を図り、地域住民が安心して暮らせる環境を整え、生活を支えるとともに、一人ひとりが持てる能力を活かして地域を支えるまちづくりを目指している。</u></p> <p>地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、<u>地域包括ケアの推進</u>に努めるものとする。</p> <p>(2) 地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>地域包括ケア<u>システムを深化・推進</u>するためには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。</p> <p>そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。</p> <p>(3) 事業評価を通じた機能強化</p> <p><u>今後、高齢者がますます増加していくなか、地域包括支援センターが適切に機能していく</u>ためには、センターごとに業務の状況を明らかにし、機能強化を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図ることとする。</p>	<p>令和5年度柏市地域包括支援センター運営方針</p> <p>1 基本的運営方針</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの<u>実現</u></p> <p><u>柏市では、高齢者いきいきプランの基本理念「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち 柏」の実現を目指している。</u></p> <p><u>これまで柏市が取り組んできた「在宅医療・介護多職種連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「フレイル予防推進事業」等で培った知見をもとに、医療・介護・生活支援等を担う多様な主体が、連携を図りながら地域住民の生活を支えるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく暮らす（社会参加）ことが可能なまちづくりを目指す必要がある。</u></p> <p><u>特に今後は、それぞれの事業を途切れさせることなく、地域の中で一体的に進めていく体制づくりが求められている。</u></p> <p>地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、<u>その体制の実現</u>に努めるものとする。</p> <p>(2) 地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>地域包括ケア<u>を実現かつ</u>推進するためには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。</p> <p>そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。</p> <p>(3) 事業評価を通じた機能強化</p> <p>地域包括支援センターが<u>機能を適切に発揮していく</u>ためには、<u>地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた機能強化</u>を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図ることとする。</p>

(新) 令和6年度	(旧) 令和5年度
<p>(4) 公正性及び中立性の確保 地域包括支援センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。</p> <p>2 地域包括支援センターの業務実施方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護予防業務 地域住民が主体の通いの場・サロンを はじめ、地域の多様な関係者・組織と連携を図りながら、高齢者自身が主体的・継続的に取り組むことができるよう、地域ぐるみでのフレイル予防活動の推進を図る。また、フレイルリスクや要介護リスクの高い高齢者への具体的かつ適切な支援に努める。</p> <p><取組みの視点> ○フレイルチェック講座の実施により、広く啓発を行うとともに、要介護リスク・フレイルリスクの高い者への支援を、多職種連携により進める。 ○介護関連データ（JAGESデータ、KDBデータ、介護保険データ）を活用し、地域診断に基づく対策を講じる。 ○既存の活動団体への支援と合わせて、不足する資源の開発などにも取り組む。 <u>○認知症の早期発見・早期対応につなげる周知・啓発を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 権利擁護業務 地域住民・民生委員・介護支援専門員等の見守り支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、尊厳をもって安心 した生活が 送れるよう、関係機関のネットワークにより、専門的・継続的な視点から必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p><取組みの視点> (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(4) 公正性及び中立性の確保 地域包括支援センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。</p> <p>2 地域包括支援センターの業務実施方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護予防業務 地域住民が主体の通いの場・サロンを 始め、地域の多様な関係者・組織と連携を図りながら、高齢者自身が主体的・継続的に取り組むことができるよう、地域ぐるみでのフレイル予防活動の推進を図る。また、フレイルリスクや要介護リスクの高い高齢者への具体的かつ適切な支援に努める。</p> <p><取組みの視点> ○フレイルチェック講座の実施により、広く啓発を行うとともに、要介護リスク・フレイルリスクの高い者への支援を、多職種連携により進める。 ○介護関連データ（JAGESデータ、KDBデータ、介護保険データ）を活用し、地域診断に基づく対策を講じる。 ○既存の活動団体への支援と合わせて、不足する資源の開発などにも取り組む。 <u>○新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取り組みを行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 権利擁護業務 地域住民・民生委員・介護支援専門員等の見守り支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、尊厳をもって安心 して生活が できるよう、関係機関のネットワークにより、専門的・継続的な視点から必要な支援を行うことを目的とする。</p> <p><取組みの視点> (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

(新) 令和6年度	(旧) 令和5年度
<p>3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業 担当圏域における日常生活圏域データや高齢者一般調査（健康とくらしの調査）等から地域特性を把握する。さらに<u>総合相談支援や各事業で収集したデータの分析を行い、地域課題の抽出を行う。抽出した地域課題は地域ケア会議等で住民等と共有しつつ解決に向けて検討を行い、その対応策を重点活動として事業計画に位置づけ、具体的な取組内容を明確にして計画的に推進することとする。</u></p> <p>4 市及び他の地域包括支援センターとの連携 <u>市は高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等により増大する地域包括支援センターの業務負担の軽減に配慮しつつ、センターが効果的な業務を実施し、地域における地域包括ケアの中核機関として期待される役割を發揮できるように、適切に連携を図る必要がある。</u></p> <p>「第9期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及びセンター業務の適切な運営を図るとともに、柏市とセンターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的に開催するものとする。 (1)～(3) (略) <各会議の位置づけ> (略)</p>	<p>3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業 担当圏域における日常生活圏域データや高齢者一般調査（健康と暮らしの調査）等から地域特性を把握する。さらに<u>担当圏域の総合相談支援のデータ分析を行い、地域ケア会議等で検討した地域課題を住民と共有し、その解決策を重点事業として計画に位置づけ、具体的な推進方策を明確にして計画的に取り組むこととする。</u></p> <p>4 市及び他の地域包括支援センターとの連携</p> <p>「第8期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び<u>地域包括支援</u>センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と<u>地域包括支援</u>センターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的に開催するものとする。 (1)～(3) (略) <各会議の位置づけ> (略)</p>